議　　第　　１４８　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

和解の成立について

損害賠償金等の支払に係る求償金請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長　　大　西　一　史

１　相手方

福岡高等裁判所令和３年（ネ）第５７４号損害賠償請求等控訴事件の確定判決により市と連帯して損害賠償金等の支払を命じられた者（３人）

２　事件名

熊本地方裁判所　令和６年（ワ）第１３２号　求償金請求事件

３　主な請求内容

(1)　市は、相手方のうちの１人に対し、金２９９１万２９９３円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払うよう請求する。

(2)　市は、相手方のうちの残りの２人に対し、それぞれ金１４９５万６４９６円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払うよう請求する。

４　和解条項

(1)　相手方は、市に対し、本件解決金として、３０００万円を連帯して支払う義務があることを認める。

(2)　市及び相手方は、相手方が、和解成立日までに前号の解決金の支払原資を調達し、相手方の訴訟代理人弁護士の預り金として管理していることを確認する。

(3)　相手方は、市に対し、第１号の金員を、和解成立日の２週間後の日限り、市の指定する口座に振り込む方法により連帯して支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。

(4)　市は、その余の請求を放棄する。

(5)　市及び相手方は、市と相手方との間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(6)　訴訟費用は、各自の負担とする。

（提出理由）

損害賠償金等の支払に係る求償金請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。